

第 2 9 回

上富良野町農業委員会総会議事録

令和 4 年 1 1 月 1 1 日

上富良野町農業委員会

第 29 回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 令和4年11月11日（金） 午後1時30分から午後3時35分

2 場 所 JA ぶらの北エリア上富良野事務所 2階 役員会議室

3 出席委員 名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	前田 満	3	上田 修一	4	荒 仁
5	沼沢 春美	6	西木 晴彦	7	小川 光洋
8	島田 政志	9	谷本 嘉彦	10	北村 啓一
11	内田 透	12	佐藤 良二	13	井村 昭次

4 欠席委員

2	對馬 徹				
---	------	--	--	--	--

5 遅参委員 なし

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の決定
- 日程第2 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第3 議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
(農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限)
- 日程第4 諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について
- 日程第5 諮問第2号 農用地利用集積計画の作成について
(農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限)
- 日程第6 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第7 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第8 議案第5号 土地の現況証明書下付について
- 日程第9 議案第6号 農地利用状況調査による農地の判定について

7 農業委員会事務局職員

事務局長	大谷 隆樹	次長	吉澤 大輔	主事	瀬川 翔太
------	-------	----	-------	----	-------

8 会議の概要

開会（午後１時３０分） （着席）

開会の宣言

事務局長 全員ご起立ください。「礼」ご着席ください。
只今より、第２９回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

議 長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、１２名であります。
定数に達しておりますので、これより第２９回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。
直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。事務局長。

事務局長 諸般の報告（別紙）

議 長 以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第１ 会議録署名委員の決定は、会議規則第１３条第２項により議長において、
８番 島田 政志 君 ９番 谷本 嘉彦 君 を指名いたします。

議 長 日程第2 「議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」の件を議題といたします。 議案第1号を、事務局が説明いたします。事務局。

事務局 議案第1号について、ご説明いたします。
農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借権の合意解約申し出のあった次の件について、審議を求める。

令和4年11月11日提出 上富良野町農業委員会 会長 井村 昭次

農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされ、賃貸借権の解約が成立しております。

1 番

貸主、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、借主、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計20筆。地目は公簿現況ともに田および畑、公簿山林で現況畑。面積は20筆合計で126, 102㎡です。土地の引き渡し時期は令和4年10月11日、内容は合意解約です。農地法第3条による賃貸借で、期間は令和3年11月15日から令和4年11月30日まででした。

2 番

貸主、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、借主、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計2筆。地目は公簿現況ともに畑。面積は2筆合計で64, 200㎡です。土地の引き渡し時期は令和4年10月18日、内容は合意解約です。農地法第3条による賃貸借で、期間は平成28年4月13日から令和8年11月30日まででした。

3 番

貸主、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、借主、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計2筆。地目は公簿現況ともに畑。面積は2筆合計で27, 198㎡です。土地の引き渡し時期は令和4年10月18日、内容は合意解約です。農地法第3条による賃貸借で、期間は平成28年4月13日から令和8年11月30日まででした。

4 番

貸主、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、借主、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計2筆。地目は公簿が畑および山林で現況が畑です。面積は2筆合計で58, 692㎡です。土地の引き渡し時期は令和4年10月18日、内容は合意解約です。農地法第3条による賃貸借で、期間は平成28年4月13日から令和8年11月30日まででした。

1番は、この後の諮問第1号所12番に係るものであります。2番は、諮問第1号所13番に係るものであります。3番は、議案第3号5番に係るものであります。4番は諮問第1号所14番に係るものであります。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第1号 について、これより質疑に入ります。

内田委員 〇〇さんの住所地について、現在は別のところになっているはずですが、これは申し出のときの住所ということでよろしいでしょうか。

事務局 はい、そうです。申請時の住所の記載となります。

議 長 ほかにありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号 を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第3 「議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について」の件を議題といたします。農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定により、〇〇番 〇〇〇〇委員の退席を求めます。（〇〇番 〇〇委員 退席）
議案第2号を、事務局が説明いたします。事務局。

事務局 議案第2号について、ご説明いたします。
農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借権の合意解約申し出のあった次の件について、審議を求める。

令和4年11月11日提出 上富良野町農業委員会 会長 井村 昭次

農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされ、賃貸借権の解約が成立しております。

5番

貸主、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、借主、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計7筆。地目は公簿現況ともに田および畑。面積は7筆合計で30,838㎡です。土地の引き渡し時期は令和4年10月6日、内容は合意解約です。農地法第3条による賃貸借で、期間は平成28年4月13日から令和8年11月30日まででした。

6番

貸主、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、借主、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計3筆。地目は公簿現況ともに畑。面積は3筆合計で51,896㎡です。土地の引き渡し時期は令和4年10月18日、内容は合意解約です。農地法第3条による賃貸借で、期間は平成28年4月13日から令和8年11月30日まででした。

5番は、この後の諮問第2号所15番に係るものであります。6番は、諮問第2号所16番に係るものであります。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第2号 について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号 を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

〇〇番 〇〇〇〇委員の退席を解きます。（〇〇番 〇〇委員着席）

議 長 日程第4 「諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。 諮問第1号を、事務局が説明いたします。事務局。

事務局 諮問第1号について、ご説明いたします。
〇〇地区農用地利用改善事業実施組合他より、次の利用権の設定についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

令和4年11月11日提出 上富良野町長 斉 藤 繁

農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧ください。

所10

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計5筆。地目は公簿現況ともに田。面積は5筆合計で41, 569㎡です。内容は売買で、対価は〇〇〇〇円。支払い方法は口座振込、支払い時期は令和5年4月30日まで、引き渡し時期は対価の支払い日です。

所11

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計4筆。地目は公簿現況ともに畑。面積は4筆合計で97, 995㎡です。内容は売買で、対価は〇〇〇〇円。支払い方法は口座振込、支払い時期は令和5年5月31日まで、引き渡し時期は対価の支払い日です。

所12

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計20筆。地目は公簿現況ともに田および畑、公簿が山林で現況が畑。面積は20筆合計で126, 102㎡です。内容は売買で、対価は〇〇〇〇円。支払い方法は口座振込、支払い時期は令和5年5月31日まで、引き渡し時期は対価の支払い日です。

所13

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計2筆。地目は公簿現況ともに畑。面積は2筆合計で64, 200㎡です。内容は売買で、対価は〇〇〇〇円。支払い方法は口座振込、支払い時期は令和5年5月31日まで、引き渡し時期は対価の支払い日です。

所14

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計2筆。地目は公簿が山林および畑。面積は2筆合計で58, 692㎡です。内容は売買で、対価は〇〇〇〇円。支払い方法は口座振込、支払い時期は令和5年5月31日まで、引き渡し時期は対価の支払い日です。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
諮問第1号 所10番 について、提案に関する補足説明をお願いします。
10番 北村 啓一 委員。

北村委員 10番 北村です。所10番について、補足説明いたします。
令和4年10月31日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、JAふらの北エリア上富良野事務所で開催され、売買の利用集積が成立いたしました。

出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。
受け手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。

所在地は、〇〇地区の〇〇道路及び〇〇道路沿いになります。
〇〇さんの離農に伴い、10a 当たり、田〇〇〇〇、〇〇〇〇円で売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議長 これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号 所10番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 次に、諮問第1号 所11番、12番 について、提案に関する補足説明を願います。
9番 谷本 嘉彦 委員。

谷本委員 9番 谷本です。所11番、12番について、補足説明いたします。
令和4年11月1日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、JAふらの北エリア上富良野事務所で開催され、2件の売買の利用集積が成立いたしました。

所11番

出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。
受け手 〇〇〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん。

所在地は、〇〇地区の 〇〇道路付近になります。
〇〇さんの規模縮小に伴い、10a 当たり、畑 〇〇〇〇、〇〇〇〇円で売買となりました。

所12番

出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。
受け手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。

所在地は、〇〇地区の 〇〇〇〇道路、〇〇道路、〇〇道路沿いになります。
〇〇さんの再処分に伴い10a 当たり畑〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇円
田 〇〇〇〇円 で売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号 所11番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

つづいて、諮問第1号 所12番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 次に、諮問第1号 所13番 について、提案に関する補足説明を願います。
11番 内田 透 委員。

内田委員 11番 内田です。所13番について、補足説明いたします。
令和4年11月1日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、JAふらの
北エリア上富良野事務所で開催され、売買の利用集積が成立いたしました。

出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。

受け手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。

所在地は、〇〇地区の 〇〇道路沿いになります。
〇〇さんの離農に伴い、10a 当たり、畑〇〇〇〇円で売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号 所13番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 次に、諮問第1号 所14番 について、提案に関する補足説明をお願いします。
12番 佐藤 良二 委員。

佐藤委員 12番 佐藤です。所14番について、補足説明いたします。

令和4年11月1日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、JAふらの
北エリア上富良野事務所で開催され、売買の利用集積が成立いたしました。

出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。
受け手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。

所在地は、〇〇地区の〇〇〇〇沿いになります。
〇〇さんの離農に伴い、10a 当たり、畑〇〇〇〇円で売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第1号 所14番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第5 「諮問第2号 農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。 農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定により、〇〇番〇〇〇〇委員の退席を求めます。 (〇〇番 〇〇委員 退席)
諮問第2号を、事務局が説明いたします。事務局。

事務局 諮問第2号について、ご説明いたします。
〇〇地区農用地利用改善事業実施組合より、次の利用権の設定についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。

令和4年11月11日提出 上富良野町長 斉 藤 繁

農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。審議の資料として、調査書をご覧ください。

所15

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計6筆。地目は公簿現況ともに田および畑。面積は6筆合計で30,095㎡です。内容は売買で、対価は〇〇〇〇円。支払い方法は口座振込、支払い時期は令和5年4月30日、引き渡し時期は対価の支払い日です。

所16

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計6筆。地目は公簿現況ともに畑および牧場、公簿山林で現況畑。面積は6筆合計で89,229㎡です。内容は売買で、対価は〇〇〇〇〇円。支払い方法は口座振込、支払い時期は令和5年5月31日、引き渡し時期は対価の支払い日です。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
諮問第2号 所15番について、提案に関する補足説明を願います。
12番 佐藤 良二 委員。

佐藤委員 12番 佐藤です。所15番について、補足説明いたします。
令和4年10月24日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、JAふらの北エリア上富良野事務所で開催され、売買の利用集積が成立いたしました。

出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。
受け手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。

所在地は、〇〇地区の〇〇道路、〇〇道路沿いになります。
〇〇さんの再処分に伴い、10a当たり、畑〇〇〇〇円、田は〇〇〇〇円、〇〇〇〇円で売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第2号 所15番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 次に、諮問第2号 所16番について、提案に関する補足説明を願います。
7番 小川 光洋 委員。

小川委員 7番 小川です。所16番について、補足説明いたします。
令和4年11月1日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、JAふらの
北エリア上富良野事務所で開催され、売買の利用集積が成立いたしました。

出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。
受け手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。

所在地は、〇〇地区の〇〇〇〇沿いになります。
〇〇さんの離農に伴い、全体の面積は89,229㎡ですが、実耕作面積〇〇〇〇㎡に
10a当たり、単価〇〇〇〇円で算出した額となり、畑、牧場ともに割り返し、10a当
たり、〇〇〇〇円で売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、諮問第2号 所16番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

〇〇番 〇〇〇〇委員の退席を解きます。(〇〇番 〇〇委員着席)

議 長 日程第6 議案第3号 「農地法第3条第1項による許可申請について」の件を議題
といたします。
議案第3号を、事務局が説明いたします。事務局。

事務局 議案第3号について、ご説明いたします。
農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規
定に基づき許可の可否について審議を求める。
令和4年11月11日提出 上富良野町農業委員会 会長 井村 昭次

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たし
ていると判断されます。
審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。

1 番

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は
上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計9筆。地目は公簿が畑および山林、現況が畑。面
積は9筆合計で133, 902㎡です。権利移転・設定の理由は使用貸借となりました。

2 番

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は
上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計4筆。地目は公簿現況ともに畑。面積は4筆合計
で35, 520㎡です。権利移転・設定の理由は使用貸借となりました。

3 番

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は
上富良野町〇〇〇〇番〇〇の内、計1筆。地目は公簿現況ともに田。面積は1筆合計
で1, 060㎡です。権利移転・設定の理由は使用貸借となりました。

4 番

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は
上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計2筆。地目は公簿現況ともに田。面積は2筆合計
で15, 187㎡です。権利移転・設定の理由は売買となりました。

5 番

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん。土地
の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計2筆。地目は公簿現況ともに畑。面積は
2筆合計で27, 198㎡です。権利移転・設定の理由は賃貸借となりました。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
議案第3号 1番、2番 について、提案に関する補足説明をお願いします。
9番 谷本 嘉彦 委員。

谷本委員 9番 谷本です。 議案第3号 1番、2番について、補足説明いたします。

1 番

出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん
受け手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇地区、〇〇〇〇道路付近となります。
〇〇さんの再処分に伴い、〇〇さんへの使用貸借となりました。

2番

出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん
受け手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん
所在地は、〇〇地区、〇〇〇〇道路、〇〇〇〇沿いとなります。
〇〇さんの再処分に伴い、〇〇さんへの使用貸借となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第3号 1番、2番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号 1番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号 2番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 次に、議案第3号 3番、4番について、提案に関する補足説明を願います。
11番 内田 透 委員。

内田委員 11番 内田です。 議案第3号 3番、4番について、補足説明いたします。

3番

出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん
受け手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇地区、〇〇〇〇沿いとなります。
〇〇さんの離農に伴い、〇〇さんとの使用貸借となりました。

4番

出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん
受け手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん

所在地は、〇〇地区、〇〇〇〇沿いとなります。

〇〇さんの離農に伴い、〇〇さんとの売買となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第3号 3番、4番について、これより質疑に入ります。

島田委員 3番が使用貸借で、4番が売買なのはなぜか。

事務局 3番と4番は隣接した土地であります。3番が内地番となっておりますが、航空写真で確認するとわかる通り、内地番以外の箇所に農業用倉庫が建っています。こちらの分筆をしないと売買ができないため、分筆の指導をしています。来春からの営農に支障ないように契約を交わす内容となります。

島田委員 建物が建っているということだが、例えば基礎がなかったり、そういうものなら売買できるんじゃないかと思いますが、どうお考えか。

事務局 基礎に関しては外観のみしか確認していないため正確なことをお伝え出来ませんが、この土地は転用の処理がしっかりされていない箇所となります。内地番で転用処理を行った場合は、売買の際には分筆するよう指導しています。この土地も同じく、そういった指導を行っているところです。

議 長 ほかにありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号 3番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第3号 4番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 次に、議案第3号 5番について、提案に関する補足説明を願います。
12番 佐藤 良二 委員。

佐藤代理 12番 佐藤です。 議案第3号 5番について、補足説明いたします。

5番
出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん

受け手 ○○○○の○○会社○○○○さん

所在地は、○○地区、○○○○沿いとなります。

○○○○さんの離農に伴い、○○会社○○○○さんとの賃貸借となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第3号 5番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号 5番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第7 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。議案第4号を、事務局が説明いたします。事務局。

事務局

議案第4号について、ご説明いたします。

農地法第5条の規定による許可申請のあった次の件について、審議を求める。

令和4年11月11日提出 上富良野町農業委員会 会長 井村 昭次

許可申請は、冬期間のクロスカントリースキーコースに伴う一時転用でございます。審議の資料として、農地法第5条調書を添付しておりますのでご覧願います。

1 番

土地の所有者は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、転用者は〇〇〇〇の上富良野町長。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇の内ほか、計3筆。地目は公簿が山林および畑で現況が畑。面積は3筆合計で2,687㎡です。

2 番

土地の所有者は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、転用者は〇〇〇〇の上富良野町長。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇の内ほか、計4筆。地目は公簿が山林および畑で現況が畑。面積は4筆合計で3,879㎡です。

3 番

土地の所有者は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、転用者は〇〇〇〇の上富良野町長。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇の内ほか、計2筆。地目は公簿現況ともに畑。面積は2筆合計で1,760㎡です。

なお、本件は一時転用の許可になりますので、北海道農業会議へ意見聴取を行うことになります。

議 長

これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第4号 について、提案に関する補足説明を願います。

11番 内田 透 委員。

内田委員

11番 内田です。議案第4号 1番、2番、3番について、補足説明いたします。

〇〇地区の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの3件の農地を冬期間、クロスカントリースキーコースとして、上富良野町が一時転用するものです。期間は、令和5年3月31日までとなります。

慎重審議をよろしく願います。

議 長

これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第4号 について、これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第４号 を採決いたします。
本件は、原案のとおり、意見聴取することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第8 議案第5号「土地の現況証明書下付について」の件を議題といたします。
議案第5号を、事務局が説明いたします。事務局。

事務局 議案第5号について、ご説明いたします。
北海道農地法関係事務処理要領及び上富良野町農業委員会土地の現況証明事務取扱要領の規定に基づき、次の件について証明書を下付したく審議を求める。
令和4年11月11日提出 上富良野町農業委員会 会長 井村 昭次

審議資料として、現地調査表を添付してございます。

1 番

土地の所有者は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、申請者は土地所有者と同じです。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇、計1筆。地目は公簿が田、現況が農地・採草放牧地以外です。面積は1筆合計で743㎡です。
当該地は現在宅地の一部で、国土調査以前より宅地として利用している土地の隣接地となります。農地の処分を行うにあたり農地部分と宅地等が含まれる部分を分けたため、農地以外に証明したいとのこと。

2 番

土地の所有者は〇〇〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん、申請者は土地所有者と同じです。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇、計1筆。地目は 面積は1筆合計で4,275㎡です。
当該地は平成10年に法人の運営する施設に付帯する駐車場及び休憩ハウスとして、〇〇〇〇番〇〇の内とともに転用申請を行い許可の出ている土地。今回申請の土地はその内休憩ハウスや花壇・休憩広場として使用していた。当該法人所有の土地の確認をしていたところ登記地目が現況地目と違うことに気づき、土地の整理のために農地以外への証明をしてほしいとのこと。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
議案第5号 1番について、提案に関する補足説明を願います。
11番 内田 透 委員。

内田委員 11番 内田です。 議案第5号 1番について、補足説明いたします。
10月11日に 對馬委員、前田委員とともに現地調査を行いました。

所有者は 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。
所在地は 〇〇地区の〇〇〇〇沿いになります。

土地の経過については、事務局の説明とおりです。
公簿上は田ではありますが、農地・採草放牧地以外とすることが適当と思います。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第5号 1番について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第5号 1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 次議案第5号 2番について、提案に関する補足説明を願います。
12番 佐藤 良二 委員。

佐藤委員 12番 佐藤です。 議案第5号 2番について、補足説明いたします。
10月12日に 沼沢委員、内田委員とともに現地調査を行いました。

所有者は ○○○○の○○会社○○○○さん。
所在地は ○○地区、○○○○沿いになります。

土地の経過については、事務局の説明とおりです。
公簿上は畑ですが、農地・採草放牧地以外とすることが適当と思います。

慎重審議をよろしくお願いいたします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第5号 2番について、これより質疑に入ります。

島田委員 図面を見る限りだと7割程度は採草地として見えそうに見えますが。

事務局 この土地は過去に転用申請をし、許可の出ている土地です。今回の申請はそれに行うべきだった地目変更を行うための処理となります。航空写真も転用後の状態で、休憩広場等の様子となります。

ほかにありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

議案第5号 2番を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第9 議案第6号「農地利用状況調査による農地の判定について」の件を議題といたします。議案第6号を、事務局が説明いたします。事務局。

事務局 議案第6号について、ご説明いたします。
農地法第30条に基づく農地利用状況調査の結果により、非農地と判定することについて審議を求める。

令和4年11月11日提出 上富良野町農業委員会 会長 井村 昭次

令和4年度に実施しました農地利用状況調査・農地パトロールにおいて、現況の判定結果に基づくものであります。

1 番

所在、上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか1筆、計2筆。公簿地目は田、面積は2筆合計6, 526㎡。農振法における指定区分は農用地区域外、土地所有者は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。調査日は令和4年10月11日です。

2 番

所在、上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか1筆、計2筆。公簿地目は畑および山林、面積は2筆合計25, 752㎡。農振法における指定区分は農用地区域外、土地所有者は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。調査日は令和4年10月11日です。

3 番

所在、上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか2筆、計3筆。公簿地目は田、面積は3筆合計7, 547㎡。農振法における指定区分は農用地区域内、土地所有者は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。調査日は令和4年10月11日です。

4 番

所在、上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか2筆、計3筆。公簿地目は畑、面積は3筆合計18, 567㎡。農振法における指定区分は農用地区域内、土地所有者は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。調査日は令和4年10月11日です。

決定後には、非農地扱いとなるため、所有者のほか関係各所への通知を行い、農地台帳から除外する処理を行います。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
議案第6号 について、提案に関する補足説明を願います。
10番 北村 啓一 委員。

北村委員 農地流動化推進委員長 10番 北村です。 議案第6号 について、補足説明いたします。
令和4年度実施の 15筆・126, 806㎡の農地パトロール現地確認において、議案書記載の10筆・58, 392㎡の農地に対して、非農地とする判定を行った結果になります。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第 6 号 について、これより質疑に入ります。

島田委員 2 番について、公簿が山林なら非農地に関して議論する必要はないのではないかと。

事務局 公簿は山林という表示であります。現況地目が畑となっていました。農業委員会の台帳及び課税の評価が畑となっています。このため、登記地目を変更するためというよりは、課税の評価を行ってもらうためと農地台帳の整理の意味合いが強くなるかと思われます。

島田委員 公簿が山林になっていて畑の税金がとられるんですか。

事務局 先ほどの現況証明の案件と近い考え方になりますが、当事者の申請漏れなどによって、登記地目と現況地目が違う場合が発生します。
この土地については国土調査時点では山林で、その後畑となったため農業委員会や課税の評価が畑となり、その後また農地以外になった、となります。

島田委員 地目変更を怠っていた、ということか。

事務局 今回に関しては、まず山林から畑にするべきタイミングがあったがしていなかったため公簿山林現況畑の時があり、さらに現況が畑ではなくなったタイミングがあり、結果的に公簿と今の状態が一致していますが、現況の評価が畑のままだったため、現地の確認をしたうえで非農地の判定をしたところ です。

島田委員 土地が動いたとか、名義が変わったから発生したというわけじゃないのか。

事務局 過去に山林だったという記録は登記の情報しかなく、非農地通知の際には必要とならないためそういった書類をそろえてはいません。実際に現地が畑として利用できる土地ではないということは農業委員の皆様と確認したところなので、非農地の通知を行います。
農地だったころに利用していたであろう道はありましたが、そのさらに昔に山林だったかというのは確認が難しいのですが、最新の地目の登記が国土調査をもとに設定されていることから、当時山林だったのだらうというところまでしか言えません。

議 長 ほかにありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第 6 号 を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 本日の日程は、全て終了いたしました。

第29回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 全員ご起立ください。 「礼」

以上、諮問2件、議案6件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後3時35分

上記第29回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和4年11月11日

上富良野町農業委員会長 _____

上富良野町農業委員 _____

上富良野町農業委員 _____